

〈令和9年度（2027年度）就職者対象〉 こうち奨学金返還支援事業に係る登録企業募集要領

1 趣旨

県では、若者の県内企業等への就職及び定着を促進し、将来における本県の産業を担う人材の活躍を支援するため、大学等の在学中に奨学金の貸与を受け、当該大学等を卒業後県内において就業する者に対し、企業等とともに当該奨学金の返還を支援することとしています。本事業の趣旨に賛同し、県とともに奨学金返還の支援を行う企業等（以下、「登録企業」という。）を募集します。

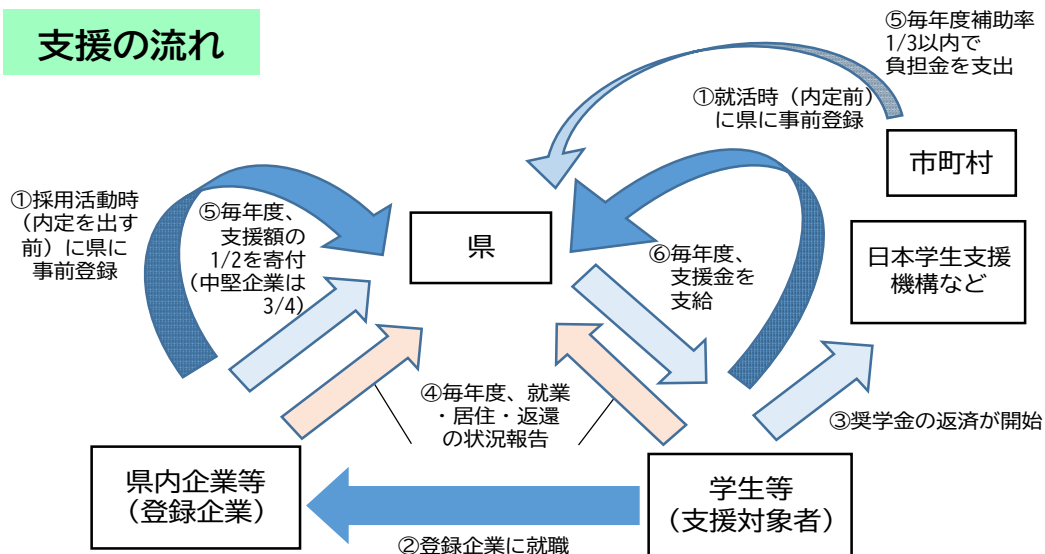
2 事業の全体像

本制度は、奨学金返還を行う従業員に対し、企業と県が協働で支援する制度です。

まず、採用内定前に、学生等及び企業等にそれぞれ県に登録していただきます。登録した学生等が登録企業に就職して支援対象者として認定を受けた後、毎年度の奨学金返還額の一部を、翌年度に支援金として県から支援対象者に支給します。

登録企業には、支援金の半分（中堅企業は4分の3）を負担していただきます。

支援の流れ



3 登録企業の要件

次の（１）～（３）のいずれの要件も満たしていることが必要です。

- （１）高知県内に主たる事業所を有する企業等又は高知県外に主たる事業所を有し、高知県内勤務限定で採用を行う企業等であること
- （２）令和9年度に支援対象者を正規雇用で採用するための活動を行うこと
- （３）次のいずれにも該当しないこと
 - ア 県税を滞納している企業等
 - イ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する企業等
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業又は営業

の一部を受託する企業等

エ 法令に基づき、雇用保険、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない企業等

オ 労働関係法規等の法令に違反している企業等

カ その他、本事業の信頼を損なうおそれのある企業等

※企業等とは

下記の（ア）～（ウ）のいずれかに該当するものとする。

（ア）中小企業基本法に定める「中小企業」（下記表）

業種	（１）（２）のいずれかを満たすこと	
	（１）資本金の額又は 出資の総額 [会社]	（２）常時使用する 従業員の数 [会社及び個人]
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	３億円以下	３００人以下
②卸売業	１億円以下	１００人以下
③サービス業	５千万以下	１００人以下
④小売業	５千万以下	５０人以下

※業種は、日本標準産業分類上の分類による。

※「会社」とは、会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）を指す。

（イ）上記以外の法人で、主たる業種において、中小企業基本法第２条で中小企業の範囲として定められている資本金の額又は出資の総額、若しくは常時雇用する従業員の数要件を満たす法人

例：社会福祉法人、医療法人、協同組合、財団法人、社団法人、など

（ウ）高知県内に主たる事業所を有する、産業競争力強化法に定める「中堅企業」

※常時使用する従業員の数が２，０００人以下の会社（（ア）を除く）

４ 支援対象者の要件

事前登録をした方のうち、次の（１）または（２）を満たし、かつ（３）～（５）のすべてを満たす方とします。

（１）大学等（※）を令和８年度中に卒業予定の学生の方

※大学等とは、大学（４年制、６年制）、大学院、短大、
高等専門学校、専修学校（専門課程）をいう。

（２）既卒者で、支援対象者事前登録申請時点で高知県外に居住し、令和９年３月３１日時点で３５歳以下の方

- (3) 卒業後に本人による返還が必要となる奨学金の貸与を在学中に受けている方
- (4) あらかじめ県に登録した企業等に、令和9年度中に正規雇用で就職しようとする方
- (5) 就職後6年間、当該企業で就業し県内に居住する意思がある方

5 対象となる奨学金

大学等の修学のために貸与を受けた本人による返還が必要な次の奨学金とします。

- ・日本学生支援機構第1種奨学金（無利子）又は第2種奨学金（有利子）
- ・土佐育英協会又は県内市町村が貸し付ける奨学金
- ・日本学生支援機構ホームページ掲載の奨学金事業実施団体による貸与型奨学金
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金）、生活福祉資金（教育支援資金）
- ・その他知事が認める貸与型奨学金

※対象外の奨学金の要件

- ・県又は県内市町村が貸し付ける、卒業後の医師等としての従事や地域での就業・定住等を要件とした返還免除の規定を有する奨学金

6 支援内容

(1) 支援額

支援対象者が支払った前年度（4月～翌年3月）の奨学金返還実績額の3分の2又は次の表に定める年間支援限度額のいずれか低い方の額とします。

支援金の支給にあたって、登録企業は、県が支援対象者に対して支給する支援金のうち、2分の1に相当する額（中堅企業は4分の3に相当する額）を県が設置する基金に寄附していただきます。

	年間支援限度額（千円）	6年間の支援総額の上限（千円）	交付額
大学院・6年制大学	300	1,800	前年度の返還実績額の3分の2又は年間支援限度額のいずれか低い方の額
4年制大学	200	1,200	
短大・高等専門学校・専修学校（専門課程）※2年の場合	100	600	
※3年の場合	150	900	

(例)：4年制大学を卒業した支援対象者に対する1年あたりの支援金の額

①前年度の返還実績額が240千円の場合

$$240 \text{ 千円} \times 2/3 = 160 \text{ 千円} < 200 \text{ 千円}$$

よって、支援金は 160 千円、企業負担額は 80 千円（160 千円×1/2）となる。
※中堅企業は負担額が 120 千円（160 千円×3/4）となる。

②前年度の返還実績額が 360 千円の場合

$360 \text{ 千円} \times 2/3 = 240 \text{ 千円} > 200 \text{ 千円}$

よって、支援金は 200 千円、企業負担額は 100 千円（200 千円×1/2）となる。

※中堅企業は負担額が 150 千円（200 千円×3/4）となる。

（2）支援期間

最大 6 年間

（3）支援人数

中堅企業は、5 人までとする。

7 支援の流れ

令和 9 年度に就職する支援対象者を支援する場合、以下の流れとなります。

（1）登録企業の募集・通知（令和 7 年 5 月～令和 8 年 9 月予定）

本要領に基づき、申請いただいた企業等に対し、県が登録企業の認定を行います。この際、直近年度の採用計画人数及び採用実績人数も報告していただきます。

（2）支援対象者の事前登録募集・通知（～令和 8 年 9 月）

学生等は、登録企業から内定をもらう前に、県に支援対象者の事前登録を行い、県はその方に対し、事前登録完了の通知を行います。

（3）内定状況調査（随時）

県から登録企業及び支援対象者に対し、内定状況等の調査を実施します。支援対象者の事前登録をした者が就職する見込みとなった場合は、速やかに県に報告してください。

（4）支援対象者の認定申請・通知（令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月予定）

支援対象者の事前登録を行った方は、正規雇用で就職した日から 2 ヶ月を経過する日又は令和 10 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、登録企業の採用証明書を添付の上、県に認定申請を行ってもらいます。認定申請を行った方に対し、県から認定通知書を送付します。

（6）奨学金の返還

支援の対象となる奨学金返還額は、支援対象者が登録企業に就職した日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に返還した額となります。次年度以降は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間に返還した額となります。

（7）現況届兼支援金交付申請（令和 10 年 4 月～5 月予定）

支援対象者は、登録企業の勤務証明書を添付の上、令和 10 年 5 月末までに、県に対し、前年度の奨学金返還の状況や勤務・居住の現況報告と支援金の交付申請を行っていただきます。

(8) 交付決定通知（令和10年4月～6月予定）

県は、交付申請の内容を審査し、適当と認められる場合には、支援対象者に対し交付決定通知書を、登録企業に対し企業負担分についての納入通知書を送付します。

(9) 登録企業負担分を県基金へ寄付（令和10年4～6月予定）

登録企業は、県が発行した納入通知書により、企業負担分を県が設置する基金へ寄付していただきます。

(10) 支援金交付（令和10年5～7月予定）

登録企業から県に寄付をいただいた後、県から支援対象者に支援金が交付されます。
※支援期間満了まで、(6)～(10)の流れが最大6年間繰り返されます。

8 登録企業の認定申請の手続き

登録を受ける場合には、以下に記載する登録申請の手続きが必要です。

(1) 手続き方法

県の電子申請サービスから申請してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=14196

(2) 必要書類（※）

次の書類を、電子データ（PDFデータ又は画像データ）で添付してください。

なお、後日、必要に応じて原本の提出を求められることがありますので、ご了承ください。

ア 県税事務所が発行した直近（申請日前3ヶ月以内に発行）の県税の滞納がない旨を証明する納税証明書の写し（全税目）

※県の「競争入札参加資格者登録名簿」に登録されている場合又は前年度の登録を受けている企業で、登録の継続を申請される場合は、添付不要とします。

(3) 申請期間：令和7年5月1日（木）～令和8年9月30日（水）

9 登録企業認定通知書の交付等

(1) 申請内容について県で審査を行い、適切と認められる場合は登録企業として認定し、通知書を交付します。

(2) 登録企業の情報は、県ホームページや大学等へ配布する広報資料への掲載により周知を行います。登録企業においても、自社のホームページや広報物を活用し、本制度に登録している旨の周知に努めてください。

10 内定状況調査

登録企業に対して、県から内定状況の確認を行います。

11 登録企業の認定内容の変更の手続き

登録企業は、申請いただいた内容に変更があったときは、速やかに以下に記載する登録変更の手続きが必要です。

- ・手続き方法

県の電子申請サービスから申請してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9844

12 登録企業の認定辞退の手続き

登録企業は、「3 登録企業の要件」に該当しなくなったとき又はやむを得ない理由により支援を終了したいときは、速やかに以下に記載する登録辞退の手続きが必要です。

- ・手続き方法

県の電子申請サービスから申請してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9845

13 登録企業の認定取消し

登録企業が次の（１）～（４）のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことがあります。

- （１）申請内容等に虚偽の記述があったとき
- （２）登録企業の要件に該当しないことが明らかになったとき
- （３）登録企業の責務が遵守されないとき
- （４）関係法令等に違反するなど、登録企業として不適切であると認められるとき

14 登録企業の責務

登録企業は、次の（１）～（７）を遵守していただく必要があります。

- （１）支援対象者を採用し、本事業を活用することとなった場合は、支援金の２分の１に相当する額（中堅企業は４分の３に相当する額）を負担すること
- （２）企業側の事情により自社の負担相当額を寄附しないこととする場合は、支援の終了について、企業において支援対象者の同意を得ること
- （３）支援対象者の申請手続きに必要な書類等を発行すること
- （４）県が本事業のために行う調査（内定状況調査等）や情報提供依頼に協力すること
- （５）支援対象者の事前登録を行った方の採用に向け、自社が登録企業であることに付いて積極的な周知・広報を行うこと
- （６）支援対象者の事前登録を行った方を採用するものの、その方に対し本事業を適用しない場合は、企業においてその方の同意を得ること
- （７）支援対象者に関する個人情報県から提供する場合、当該情報を責任をもって適正に管理し、本事業の目的以外に一切使用しないこと

※「正規雇用」とは、以下のア～エのいずれにも該当する雇用形態を指します。

- ア 期間の定めのない労働契約を締結していること
- イ 派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に定める「派遣労働者」をいう。）として雇用されていないこと
- ウ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること（労働協約又は就業規則に規定する通常の労働者の所定労働時間が明確ではない場合、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等であること）
- エ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇（正規雇用待遇）が適用されていること

15 問い合わせ先

高知県産業振興推進部産業政策課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL 088-823-9692

Mail 120801@ken.pref.kochi.lg.jp

奨学金返還支援制度の詳細は高知県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024031400644/>

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。